

公立大学法人敦賀市立看護大学広報委員会規程

平成30年3月27日

公立大学法人敦賀市立看護大学規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人敦賀市立看護大学組織及び運営に関する基本規則（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規則第6号）第7条第1項の規定により、公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「本学」という。）に設置する敦賀市立看護大学広報委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、教育研究審議会に対して意見を提出するものとする。

- (1) 大学の広報に関すること。
- (2) Webサイトの管理・運用に関すること。
- (3) その他広報に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、学長が専任教員のうちから指名する委員5人以内で構成する。

- 2 前項の規定による委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし補欠の場合の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学長が指名する委員をもって充て、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数)

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又

は意見を求めることができる。

- 2 第2条各号に定める事項又はその関連事務を担当する事務職員は、委員会に出席し、議題となっている事項について意見を述べるができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、事務局教務学生課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会の議を経て学長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。  
(公立大学法人敦賀市立看護大学情報・広報委員会規程の一部改正)
- 2 公立大学法人敦賀市立看護大学情報・広報委員会規程(平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第36号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

公立大学法人敦賀市立看護大学情報委員会規程

第1条中「・広報」を削る。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同号中「・広報」を削る。

第7条中「教務学生課」を「総務企画課」に改める。

附則(令和3年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第3号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。